

平成 31 年度から適用される個人住民税の主な税制改正

1 配偶者控除の見直し

働きたい人が就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しがされました。

(1) 配偶者控除

配偶者控除の適用される納税者本人に所得制限を設けることとし、合計所得金額が 900 万円を超える場合には段階的に控除額が減少し、1,000 万円を超える場合は適用できません。

(2) 配偶者特別控除

配偶者控除特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が、38 万円超 123 万円以下(改正前:38 万円超 76 万円未満)となります。

配偶者の 合計所得金額			配偶者が 給与収入のみの 場合の収入金額	納税義務者(扶養する人)の合計所得金額		
				900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配偶者 控除	38 万円 以下	配偶者が 70 歳未満	103 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
		配偶者が 70 歳以上	103 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
配偶者 特別 控除	38 万円超 90 万円以下	38 万円超 90 万円以下	103 万円超 155 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
		90 万円超 95 万円以下	155 万円超 160 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
		95 万円超 100 万円以下	160 万円超 166 万 8 千円未満	26 万円	18 万円	9 万円
		100 万円超 105 万円以下	166 万 8 千円以上 175 万 2 千円未満	21 万円	14 万円	7 万円
		105 万円超 110 万円以下	175 万 2 千円以上 183 万 2 千円未満	16 万円	11 万円	6 万円
		110 万円超 115 万円以下	183 万 2 千円以上 190 万 4 千円未満	11 万円	8 万円	4 万円
		115 万円超 120 万円以下	190 万 4 千円以上 197 万 2 千円未満	6 万円	4 万円	2 万円
		120 万円超 123 万円以下	197 万 2 千円以上 201 万 6 千円未満	3 万円	2 万円	1 万円
		123 万円超	201 万 6 千円以上	対象外	対象外	対象外